

Title	一九九〇年度三田史学会大会：シンポジウム「国際関係と近世日本の成立」
Sub Title	Symposium on "The making of early modern Japan (Kinsei Nihon) in international perspective"
Author	田代, 和生(Tashiro, Kazui) 速水, 融(Hayami, Akira) 高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro) 鈴木, 公雄(Suzuki, Kimio) 柳田, 利夫(Yanagida, Toshio) 永積, 洋子(Nagazumi, Yoko) 神木, 哲男(Kamiki, Tetsuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1991
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.60, No.4 (1991. 7) ,p.139(543)- 182(586)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	シンポジウム記録 特集対外交渉史
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19910700-0139">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19910700-0139</a>

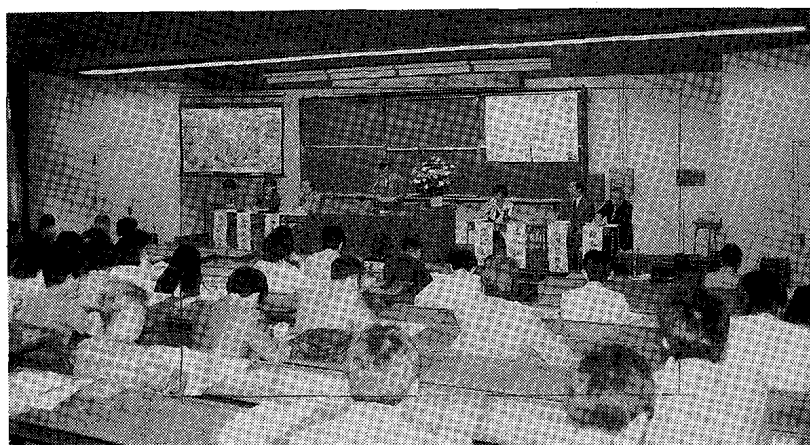
慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 一九九〇年度三田史学会大会

シンポジウム「国際関係と近世日本の成立」

六月二〇日（三田校舎にて）



司会

田代 和生

報告者

速水 融

高瀬弘一郎

鈴木 公雄

コメンテーター

柳田 利夫

永積 洋子

神木 哲男

田代 それではこれから三田史学会大会のシンポジウム、「国際関係と近世日本の成立」という共通テーマで始めさせていただきます。

私はこのシンポジウムのコーディネーターをつとめます、文



ことながら強いてオーガナイズする必要がないということと引受けさせて頂きました。それとこれからこの会の司会進行役を務めさせていただきます。

さて、本日とりあげます「国際関係と近世日本の成立」の具体的内容につきましては、皆様のお手元にありますレジュメに書いてありますのでそれをご拝読下さい。現在の歴史学は、各時代、分野におきまして、実証的、かつ微視的な研究が盛んに行なわれております。そ

こから得られた成果をどのように解釈していくか、またさらにそれらを理論的にどのように構築していくかは、様々であります。これによって導かれてくる歴史像も、したがって様々であります。そしてその描き方は、その研究者個人の歴史的センスといえますか、個々の力量を示すものではないかと思えます。

江戸時代の国際関係という問題一つを取り上げる場合、かつてはヨーロッパ史の視角から「鎖国」が重要な課題とされ、それが日本にとって得であったか損であったか、いわゆる得失論であるとか、またその政策が良いか悪いかといった善悪論といった議論から出発していたような感じがします。ところが最近の実証史学の成果によって、この見方も相当に変わってまいりました。日本が置かれている国際情勢、日本を取り巻く国際環境の中で、わけても東アジア史における位置付から、「鎖国」をもう一度見直す作業が、学界の一般的傾向であるかと考えられます。

今日の共通テーマであります「国際関係と近世日本の成立」も、そうした学界の動向を踏まえながらも、より新しい素材からこの問題を眺めてみたいと設定いたしました。ところで、これらご発表いただく御三方の先生方

は、それぞれ普段御専門として研究されていることばかりではなく、むしろそこから少し離れてこの共通テーマに関する果敢なご意見を発表して頂きます。これから先生方を紹介させて頂きながら、どのようにご専門の分野から離れられておられるかを説明いたします。

まず始めに、速水融先生が「近世日本成立の世界史」という題でご発表されます。速水先生は、皆様ご承知のように昨年秋（一九八九年九月）まで、慶應義塾大学の経済学部においでになられました。それがなぜか、突然と意を決せられて京都の国際日本文化研究センターにお移りになりました。その移られた真相は、謎でありまして、それを究明することは「鎖国」研究よりももっと難しい問題ではないかと思われまます。速水先生の長年の研究テーマは、江戸時代の人口史です。『宗門人別改帳』という、全国の多くの村にある一見何気ない史料を大量に集め、そこから村、郡、やがては日本国の人口を採り出すとする壮大なテーマであります。こうした徹視的かつダイナミックな研究から、最近江戸時代を「経済社会の成立」の時期とする新しい言葉を生み出されました。今日は、こうした研究視角から江戸時代の国際関係を世界史の中に位置付けようという、壮大なテ

マに挟まれます。

次に、高瀬弘一郎先生は、慶應義塾大学の文学部史学科の先生であります。先生は、主としてポルトガル人が残した史料、それもキリスト教イエズス会の宣教師らが残した膨大な史料を、長年にわたって解読されておられます。ご研究の中心は、特に十六末〜十七世紀初頭のポルトガル人による対日交易の実態を究明されることです。この時期の研究は、これまでどちらかというと日本の側の史料から検討されることが多く、しかしそれらの大部分は、後世のものであったり、直接問題に携わっていない者による間接的史料であったりすることがほとんどであります。高瀬先生は、この分野に初めてキリシタン史料を利用することに着目され、かれらの布教活動の裏に秘められた経済的部分に鋭い光りをあてられました。そうした手堅いご研究は、例えば中国産生糸の輸入にたずさわった糸割符商人の創設について再検討する必要があるなど、学界に新たな波紋をなげかけております。今日は、そうしたご研究の粋をさらに広げられ、「日本の対外政策と国家主権」という、どちらかというと政治、外交史的な視角を、諸外国の具体的事例を基に問題を掘り下げられます。

シンポジウム「国際関係と近世日本の成立」

最後になりましたが、鈴木公雄先生は、慶應義塾大学文学部の史学科、それも民族学・考古学の先生です。ご専門の時代は縄文時代、したがって本日の対象とします時代からはるか昔の考古の世界から、あたかもタイムカプセルに乗って降りてこられたごとき感がいたします。先生は、そのご専門から数々の遺跡の発掘に携わってこられました。そこで意外にも多くの銭が地中から掘り起される現場に立ち合わせることになりました。やがて「六道銭」という、死者が握っている六枚の銭がどのようなセットで発掘されるかに注目され、ここ数年来、寛永通宝（古寛永）の発行と流通などにかかわる問題に取り組まれるようになりました。文献史料の乏しい近世初期の貨幣流通史に、まったく新たな手法を用いて掘り下げられた、いわば「現場」からのこの問題提起は、今や経済史学界に多くの議論を呼んでおります。本日は、出土銭の対象を備蓄銭にまで広げられ、中世からの渡来銭と近世の銭の代表である寛永通宝の流通実態をとらえようとされます。

さて、初めに申しあげましたように、歴史の解釈や理論的な構築の仕方は多様であり、その研究者個人の歴史的センスに任されているともいえます。本来の専門領域

から積極的に外へ出てこられた三先生が、これから歴史の素材をどのように料理なさるか、楽しみに拝聴したいと思えます。進行の方法は、発表者が一五分、すでにお書きになられた報告要旨を会場の皆様がすでにお読みになられているという前提で、ご発表頂き、その後でコメントを頂戴致します。それではまず、速水先生からお願致します。



速水 ただいまご紹介にあずかりました速水でございます。三木会長からシンポジウムというのは知的な遊びである、或いは、田代教授から今日の私のテーマは、私が一番普段やっていることとはずれているという事を聞いて安心して遊ぼうと思っております。私の報告要旨に書いたことは皆様既にお読みと思えますので、繰り返しません。ここでは大体十六〜十七世紀の日本、これはちょうど徳川日本の成立期になりますけれども、それが世界的にみてどう位置付ければいいのかという事、或いは成立した徳川日本が世界的にみてどういう特徴をもった社会であったのか、ということをかいつまんでお話してみたいと思えます。

まず、この十六〜十七世紀という時期ですが、これが世界史的に見て、大変な激動の時代であったという事は、多少なりとも歴史に知識をお持ちの方は共通して御納得いただけるものと思えます。ヨーロッパ中心史観からすれば、新大陸発見あるいは大航海時代という事があり、特に最初のうちはイベリア両国がここへ進出致しまして、キリスト教布教、貿易を行なった。それからヨーロッパの内部では、宗教戦争の時代である。その前の世紀から続いておりますルネッサンスが次第に北西ヨーロッパに浸透していく、そういう精神文化上の大きな変革の時期でもある。その中で、オランダやイギリスが、旧教国に対して台頭してきて、やがてイベリア両国にかわって海外進出をするようになった、そういう時代であります。

それから東北アジアに関しましても、例えば中国ではまだ十六世紀のうちは明朝が続いておりましたけれども、十七世紀に入りますと、非漢民族王朝の清国が出現をする。という大きな変革を経験致します。

それから日本におきましても、いわゆる戦国時代から徳川時代への変革の時期でした。戦国時代の日本は、中世以来、或はさらにその前から続いておりました、一種

のアーキー的な状態という非常な危機の時代であったと思ひます。その中から再び安定の時代、つまり天下統一者が現われて、安定の時代へ向う変動の時代であります。イスラム世界はどうだったのか、インドはどうだったのかということの一つ一つ挙げているときりがありませんから、さしあたってそういう我々に縁の深いところだけでまとめれば、そういうことがいえるのではないかと思ひます。

二番目に申し上げたいことは、日本をめぐる国際環境が、この変動という事を踏まえて考えてみるとどうなるかということですが、まず、日本の外から日本への影響と致しまして、ヨーロッパ勢力との接触ということが当然あげられます。当初は、イベリアのカトリック両国、あるいはその両国の王室をバトロンとする色々なカトリック教の会派の布教活動をあげなければなりません。ところが、そのヨーロッパ本国における勢力交替に連動致しまして、イベリア両国に代わってイギリス、オランダ両国が日本に接触をしてくる。最初のオランダ船が日本に到着したのが、まさに関ヶ原の戦いの直前、一六〇〇年であった訳です。それから、日本から外への向かつていった一つの動きとしまして、倭寇、これは前の世紀か

ら続いておりましたけれども、この時期非常に活発に活動する。これは必ずしも日本人だけではないと致しましても、この東シナ海沿岸を海賊行為で侵略略奪をするということが続く訳であります。それがやがて平和的な通商貿易に変わっていく。そしてまたその通商貿易の地理的な範囲も東シナ海沿岸から遠く東南アジアまで含む地域に広がっていく商人達にとっては、国内のいわば無秩序状態がある意味では利用し、海外進出を行なう「黄金の日々」であったのであります。それが、日本の国内統一とともにやがて統制の時代へと変わってくる。朱印船貿易というのがその一つの形でありましょうけれども、とにかく日本の歴史が始まって以来と云うていいほど、日本人が大いに海外進出をする。その最たるものが秀吉の朝鮮侵入であったかと思ひますが、とにかくそういう海外進出の時代でもあった訳であります。

ここで一つだけ忘れてはならないことは、今日の日本の領土、今日領土というとならば北方領土もありません。非常に生臭い話になりますけれども、北海道から本州、四国、九州を経て、南西諸島に至る日本の領土というのは大体この時期に、何らかの意味で日本の主権が及ぶ地域として認められた。例えば琉球でありますけれども、

これは島津藩による琉球侵略ということがありまして、立派な一つの王国であった琉球は、それ以降日本と中国に朝貢をする両属国ということになる。その琉球を中国から切り放したのは、明治政府であり、明治政府の行なった琉球処分という強制手段が行なわれた訳でありますけれども、とにかく琉球が今日日本の一部として存在するのは、島津氏の軍事遠征に負う処が大きいと思えます。それわら蝦夷地、北海道に致しましても同様であり、日本人の入植植民が行なわれた。先住民アイヌの犠牲があった訳であります。それから、更に南の方を見ますと例えば小笠原島があります。これもやはり、年代ははっきりはしておりませんが、大体十七世紀中に幕府が派遣した船が小笠原島へまず到着した、ということが小笠原島が今日の日本の領土である理由になっている訳です。そう考えますと、このいわゆる「鎖国」の時期の日本から外へ向かっての発展ということと、今日の日本の領土の範囲ということは決して無関係ではないということがわかります。

三番目に、この北東アジアにおける諸勢力、異文化の出会いということがあげられます。特にヨーロッパキリスト教文化と日本の文化との出会いがありました。先程

田代教授から御紹介がありました、私の普段の研究は史料として「切支丹宗門改帳」を使っています。これはおよそ日本に住む者は、全員キリスト教徒ではないという証明を提出させたわけで、異文化の出会いから生じた一つの産物であると思えます。これが結局「鎖国」という四番目に私が申したいことになってくる訳であります。

「鎖国」ということはどういうことであったのか、ということとは、あえてここで説明することはないと思えます。キリスト教を禁止するとか、日本人の海外渡航が禁止されるとか、いろいろなことがございました。「鎖国」について申しますと、結果としてはそれはヨーロッパ勢力の中では、オランダによる日本貿易が独占されたということを意味致します。そして、これはここにいらっしゃる永積先生の御専門でありますので、あえてそれ以上申しませんが、それによってずっと幕末までオランダと日本の特別な関係というものが出来てくる訳であります。そして歴史的な意味を考えてみますと、私はこの徳川鎖国というのは、それと同時に進行しました、中国の世界秩序からの離脱、いわゆる Chinese World Order から日本が独立をしていくという過程と

重なっているということに注目すべきであろうかと思えます。この二つの結合が実際に政策として、あるいは幕閣の中で意識されていたかどうか、これはまだ私にはそれがわからないとしかここでは申し上げられません。

しかし、こういうことは十分考えられる、つまりオランダを除くヨーロッパ勢力を追い出すということと、完全に中国の世界秩序から離脱をするということとはどこかでオーバーラップをしていたのではないか、あるいは、中国世界秩序からの離脱ということを行なうのに、ヨーロッパ勢力を追い出してしまふ、キリスト教勢力を追い出してしまふということが、その促進剤として作用したのではないかということが言えはしないだろうか。これは一種の冒険的な問題提起でありますけれどもも言ってみたいと思います。

そしてその代わりに日本中心の世界秩序が形成されてくる。日本中心の世界秩序というのは日本と対等の国として李朝朝鮮をおき、それから日本に朝貢をする琉球をおき、それから通商の国、貿易相手国としてオランダ、そして国ではありませんけれども、中国商人は長崎へ来て貿易をしてよろしいという、極めて限られた範囲の小さな秩序でありましたけれども、しかし、とにかくそれ

は中国の世界秩序から自立をした小さいながらも、日本の自立的な世界秩序を創りあげ、その中で自主的に日本が外交をやる、そういう秩序を創り上げたということになるのではないかと思います。

「徳川日本」というのは、いってみれば日本中心の世界秩序の核になる部分で、その核としての「徳川日本」ということを考えてみますと、かつての律令制とか、その延長線上にそれとの関わりで出てくるいろいろな土地制度や、あるいは荘園制とか、あるいは鎌倉室町まで残存しました諸制度とは縁が切れてしまったものだと思います。そして「石高制」という制度に基づく一つの社会組織を作りあげたのではないだろうか、社会組織のみならず文化もまたそうであり、そしてまた経済的活動においては、それまでの日本とは非常に違った、言ってみれば庶民レベルまで、経済指向型の社会が成立してくる、鈴木さんからお話があると思いますけれども、貨幣の流通なんかはそれを一番端的に表しているようにも思います。そして、しかもパックスアガワですね、徳川の平和という期間が、約二世紀続いたということも、やはり特筆すべきことではなないか。もし、幕末に外からの影響がなければもっと長く続いたかもしれない安定的な社

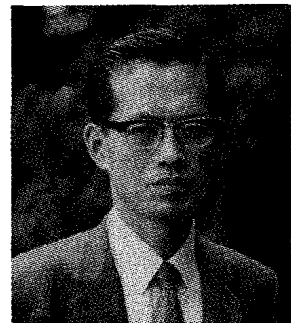


会だったので。

最後に私が申し上げたいことは、歴史における出会いということであります。つまりこの時期の日本を考えてみると、日本自身が大きな変動期で、それから日本と接触をしたヨーロッパなり、中国なりが大きく変わっている。ですから回転しながらぶつかるので、どの時点で、どういうタイミングでその二つが触れ合うかということによって、それから後の、そこに起こった歴史的な事象、動いていく方向がかなり影響を受けたのではないかと思います。つまり、もう十年どちらかにその接触がずれていたら、もう十年日本の統一が早かったらとか、もう十年スペインが早くやって来たらとかです。そういう仮定を置くのは歴史の研究にとって邪道かもしれないけれども、出会いのタイミングというものが重要な要素になるのではないかと、ということをお話して、この時期を観察することを通じて、私は学んだ訳であります。以上非常におおざっぱな話になりましたけれども、提言を終わらせて頂きます。

田代 ありがとうございます。それでは続きまして、高瀬先生の「日本の対外政策と国家主権」、副題として「鎖国に対する一つの視角」というテーマでご発表願います。

高瀬 ポルトガル船カピタン・モールは、その寄港地に



において、ポルトガル国王の勅令と同じ効力をもって、ポルトガル人を管轄する権限を持っていました。従って、ポルトガルの植民地になった所は言うまでも

なく、日本などそうでない国においては、このカピタン・モールの権限は、その国の主権に抵触することになりかねないわけです。ポルトガル船の日本貿易は経済的交流ですが、同時にそれは極めて政治的な色彩をおびたものであった、と言えます。そこで、このカピタン・モールの日本における政治的活動について調べ、そこから日本においていかなる問題が生じたのか、説明しようとしたのがきっかけです。このような観点に立つと、カピタン・モールに関する史料は余り多くなく、それらの史料からは、その管轄権をめぐる複雑な立場にあったに相違ない、カピタン・モール像というものが、余り浮び上がってきません。問題がなかったから史料がないというのではなく、史料が伝存しないのは、別の理由からだと思えます。

一五五〇年代以降カピタン・モールが来日して、九州

の諸大名と儀礼的な接触をしたり、貿易やキリシタン布教に関して交渉を行なったことについては、かなりな数の史料があります。その点は、豊臣政権になっても基本的に同じであって、伴天連追放令発令に直面して秀吉と折衝したり、また秀吉やその奉行人の貿易介入によってトラブルが生じた際には、ピカタン・モールがポルトガル側を代表して秀吉と交渉したりしましたが、史料上判明するのは、矢張りその限りです。江戸幕府の治世になっても、長崎における取り引きに絡んでノッサ・セニョーラ・ダ・グラサ号事件が発生した際、その善後策を講じるためにカピタン・モールが活動しますし、その外にもいろいろな機会に將軍と接触を持っていますが、それらを伝える史料からは、矢張り一六世紀当時のカピタン・モール像以上のものは、なかなか浮かび上がってきません。国内史料も、例えば『徳川実紀』に至っては、「阿媽港人入貢す」(寛永一一年二月一五日条)という表現までとっています。そのような中であって、僅かにカピタン・モールの実相を垣間見ることの出来る史料として、日本においてスペイン人がポルトガルのカピタン・モールの管轄に服すべきか否かについて、問題が生じたことを伝える教会史料を挙げる事ができます。一六〇

八・〇九年の司教セルケイラの書簡です (Cortes 566, ff. 261v-263v.)。司教がこの種の事柄を取り上げているのは、カピタン・モールが長崎にいない間は、司教が代わって管轄権を行使することになっていたからです。セルケイラはその当事者であったわけです。一七世紀初の一〇年余は、同一国王を戴くスペイン人が頻繁に日本に渡来した時期であり、日本におけるポルトガル人カピタン・モールの管轄権をめぐるのトラブルは、当然起るべくして起こったことだと言えます。ポルトガル国王の管轄権の日本における行使者である、カピタン・モールおよび司教と、それを認めないで独自の管轄権を主張したり、または長崎奉行の管轄下に服すると言い張ったりしたスペイン人との間の紛争は、結局スペイン船は長崎以外の港に入る、ということ双方が妥協して終わることになります。このような形の妥協は、勿論ポルトガル側の満足するところではなかったのですが、ここで重要なのは事の顛末ではなく、ここから日本におけるカピタン・モールの管轄権が、殆ど初めて史料的に明らかになること、そしてその管轄権を幕府が容認していたように、そこに書いてある点です。この幕府の容認に関して、複数の教会史料にその旨記述されています。「当地

「長崎」の裁判は、彼ら「ポルトガル人」には関与せず、凡てをカピタン・モールに任せたる。」(Jap. Sin. 31, f. 361) と書いてあります。国内史料でこの点を裏付けることは出来ません。少し遡って、秀吉が長崎に対して定めた法度に「南蛮船、唐船之儀者、異国仁之条、理非遂糺明、十之物五ツくにをみてハ、日本人可処罪科事」(天正一九年六月朔日付)とありますが、いささか具体性を欠いていますし、現実にこれがどう運用されたかは、不明のようです。これに対し、諸外国に対する幕府の政策としては、イギリス人に関して、最も明確な表現をとった史料が伝存しています。幕府が彼らに与えた朱印状に、「いきりす人之内、徒者於有之者、依罪軽重、いきりすの大將次第可申付事」(慶長一八年八月二八日付)、「船中商客、於有罪科者、任其国法、可随船主心事」(元和二年八月二〇日付)と見えています。幕府はイギリス人に対して、商館長によるいわば領事裁判権の行使を容認したことが、明確になります。イギリス人の要求に応じて、幕府が簡単にこれを認めたのは、当時の日本の国際認識では、それに大して疑問を感じなかったからだと思います。そのことは、伊達政宗が支倉六右衛門に託してスペイン国王に送った条約案に、領内でスペイン

人が争論を起こした場合は、スペイン人の頭人に委ねる旨、記されていたことから分かります。幕府がイギリス人に対していわば領事裁判権を認めたのは、イギリス人だけを特別扱いしたわけでは決してない、と言わねばなりません。

幕府が広く外国人一般に対して、日本において罪を犯した場合、それぞれの国の法による裁きと処罰を容認したといっても、あらゆる罪科についてそれを許したわけではありません。それでは、それぞれの国の法に基づく裁きに任せるか、それとも日本側で裁くかを、どこで區別していたかという点ですが、いろいろな犯罪の事例と、それがどう処理されたかを見ますと、国家の主権の侵犯に結び付く罪か否かが問題とされた、と言っているようです。即ち、外国船同志で砲撃戦が行われたり、海寇行為があったりして、幕府に愁訴がなされ、幕府がそのトラブルに関与することになった場合、幕府は、その海寇が行われたのは日本の領海か否かという点と、被害を受けた船が幕府の朱印状を所持していたか否かを考慮して、それに対応したようです。朱印状とは、異国渡海朱印状および来航許可(保護)朱印状を指します。マカオ当局が土井利勝に対し、オランダ海賊船に迷惑してい

るので平戸に置かないでほしい、と嘆願したのに対して、利勝が送った返書に、「日本近近之海上者、依国主之命、堅制止海寇矣」(元和七年九月)と見えており、松浦隆信を介してこの幕府命令を受け取ったオランダ商館長は、海上のどこまで日本の法律と裁判権が及ぶのか、明白な境界を示すよう幕府に要求すべきで、この点が不明確ではオランダの立場が危うくなる、と述べています。また一六一七年シナ人が將軍に対してオランダ人の海寇を訴え、彼らを日本から追放するよう請願したところ、將軍から何処で被害に遭ったかを尋ねられ、マニラ近辺と答えたところ、將軍は、自分の管轄権が及ぶ所なら、シナ人の言い分の正当なることを認めるが、マニラ近辺の出来事に対しては関知しない、という意味のことを申し渡しています。家康がその執政初の頃、呂宋総督に送った書簡に、「貴国之海辺、大明弊邦悪徒作賊之輩、可刑者刑之、明人者異域民也、不及刑之、令歸于本国」(慶長六年一〇月)と記されています。呂宋沿岸における明人と日本人の掠奪行為の取り締まりを求める先方の要求に対し、日本人については取り締まるが、明人は異国人であるから、関与しないで明国の裁きに委ねる旨通告したわけで、領域外における外国人の犯罪行為には関知し

ない、という方針は一貫していたわけです。

いま一つの朱印状の問題ですが、異国渡海朱印状を携行する船即ち朱印船が、日本領海は勿論、公海並びに第三国の領海内においても、その朱印状の法的効力により侵犯されなかったことについては、既に岩生成一氏の研究により、明らかにされています。一方、来航許可朱印状についてですが、ポルトガルを含む諸外国船は、日本に渡来するに当たって、原則として幕府の来航許可朱印状を所持しなければなりません。渡来する度毎に朱印状の有無が調べられるわけではありませんが、何か事に当たってはその呈示を求められ、所持しないと幕府の審問の対象になりました。この来航許可朱印状も、公海上において第三国船に対し、法的効力を持ちました。即ち、異国渡海朱印状・来航許可朱印状ともに、わが国の領海外で海寇行為が発生した際、被害を受けた船がこれを所持するか否かが、幕府がその事件に関わった時、正邪を見極める重要な基準となりました。それ故に、海上での掠奪を主な狙いとして防禦艦隊を組織したオランダ・イギリス側は、他国船に朱印状が下付されることがないよう、幕府に対する働き掛けを行いました。

これに対し、外国人が日本国内で犯罪を犯した場合、

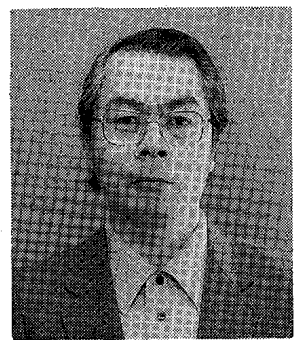
その罪がいわば個人的日常的で軽微なものか、または例えば殺人に及ぶなど、罪それ自体としては重くても、その行為が日本の主権の侵犯につながるようなものでないなら、幕府は、それぞれ当事国の法に基づき裁きと処罰を委ねた、と言っていると思います。これは、特定の外国に対する措置というものではなく、広く外国人一般を対象とした基本方針であった、と了解していいということとは、先に述べた通りです。外国人が犯罪を犯した事例は、当然夥しい数に上ります。或る一国のみの場合、複数の外国が関わるケース、そして外国人と日本人とが関わる場合等あります。裁判権の帰属を明らかにするには、外国人が日本人に対して犯罪を働いた場合に、どのように処理されたかが、とりわけ重要な意味を持ちます。一六一八年一月福田でポルトガル人水夫が牛を一頭盗んだ。しかもその後のトラブルで、ポルトガル人が日本人を一人殺害した。報せを受けたポルトガル船のカピタン・モールは、牛を盗んだ水夫を陸に連行して処刑しています。わが国において、イギリス人とオランダ人の間で犯罪が行われた場合も、基本的には犯人の本国の法に基づいて裁きが行われた、と言うことが出来ます。勿論、同じ外国人でも、自国法に基づいて裁きそして執行

することの出来ない、それが満足に機能し得ない国の場合もあり、また外国人同志の間で犯罪が行われた際、その国と国との直接折衝の不可能なケースもあり、或いは民事上の争論など、明確に正邪を割り切ることの出来ない場合もあり、幕府や平戸藩が、事実として犯罪処理に関わったことも少なくありませんが、基本的には裁判権の帰属について、先の方針を否定するものではない、と言っていると思います。

寛永「鎖国」後についてですが、幕府は日本の領域内における海寇行為を厳禁し、さらにそこを無断で航行して発砲するが如き振る舞いをも、厳しく取り締まる姿勢を鮮明にします。その一方で、領域外においては、外国人間のトラブルに対しては、原則として関与しない態度をとりましたが、ただ日本に渡航する途中の船に対しては、掠奪を働くことを禁じました。即ち、この種の犯罪に対しては、「鎖国」以前からの基本政策が踏襲された、と言えます。一方、日本における外国人の、右に述べた第二の範疇に属する犯罪に対する幕府の態度ですが、この点明らかに変化が認められます。即ち、陸上・船上を問わず、あらゆる犯罪に対して幕府が裁判権を行使する、という姿勢に変わりました。但し、「鎖国」後かな

りな年月を経過しますと、犯人をその国に引き渡すこと  
もしています。これは、裁判権の喪失・放棄ではなく、  
既に幕府自らが裁いて執行する必要がなくなったことを  
意味するものと思います。わが国の統一政権は、伝統的  
にもまた功利的な思惑からも、国内において外国人を全  
面的に管轄下に置くことには、当初は余り熱心であった  
とは言えません。しかし、その国の主権に抵触するカピ  
タン・モールの権限、政治と密着したキリシタン教会活  
動——それは日本の主権の喪失につながる危険性を孕む  
ものであったと言えます——、そしてとりわけ諸外国と  
の交渉等を通して、幕府は日本の主権者として、その侵  
犯につながる事柄を容認するわけにはゆかず、自らの管  
轄権が領土・領海の全域に及ぶことを内外に明確にする  
必要に迫られ、それを貫徹しえたのが「鎖国」体制だと  
いう見方も出来ると思います。「鎖国」を考える上での、  
一つの視点となりうるのではないかと思った次第です。  
田代 どうもありがとうございます。では鈴木先生に  
「錢貨流通からみた中世と近世——出土錢貨の考古学的  
分析を中心に——」を、お願い致します。  
鈴木 鈴木でございます。私がこの発表で申し上げたい  
ことは、基本的な問題としてまず二点あります。一つは

シンポジウム「国際関係と近世日本の成立」



このシンポジウムに関連するこ  
とですが、さきほど速水先生が  
言われたように、日本の近世と  
いうものが経済社会の成立とい  
うことをもし意味するのである  
とすれば、経済行為の媒介物として根底に貨幣があつた  
筈であります。従いまして、もし中世から近世への移行  
という問題を、経済社会の成立という視点から眺める場  
合には、中世から近世まで一貫して用いられていた唯一  
の貨幣である「錢」というものが、その分析の基本に据  
えられてしかるべきであり、それをどのような形で取り  
上げるか、ということが私の主題の一つであります。勿  
論これに関しましては、小葉田先生を初めとする、中・  
近世の貨幣経済史の偉大な学問的山脈の成果がありま  
す。それに関して、私も色々なことを教えられ、導かれ  
てこの研究を始めてきた訳ですけれども、それらの研究  
の中で一つ今まで取り上げられていなかった問題があ  
る。それは中・近世の遺跡から出土する、膨大な量の錢  
貨群であります。そして、これらの錢貨群というものに  
ついて基本的な報告はなされておりますけれども、それ  
らは多く考古学調査の報告の域を出ていない訳です。し

たがって、そうした中・近世の出土銭貨というものを、今申し上げたような貨幣経済、錢貨流通の展開というところの中で、日本の中・近世経済史の中のコンテクストにどのような置いていくことができるか、これが私のこのシンポジウムにおける問題点の一つであります。別の言い方をすれば、私が数千年前の縄文時代というものを専門領域にしなから、あえてこのような時代に足を踏み入れた一つの動機でもあります。それからもう一つの動機は、私の考古学の研究者としての基本的な問題であります。これは、このシンポジウムと直接関わりがないのですが、あえて申し上げさせて頂きます。それは歴史復元というものをどのような材料から行なうか、ということに関する、私自身の基本的な立場によるものです。歴史の復元というものは、過去の人間の行為の復元です。その復元の素材は、従来文献史の立場でいえば、歴史の史料ということになっておりました。但し、もう一人間の行為の軌跡としての物的証拠である、考古学資料というものが存在する訳です。したがって、人間の歴史の復元というものは、物的証拠としての考古学資料と、文字として書き残された史料という、一つの人間の行為における、二つの姿の総合として捉えられるべきである。

これが私の基本的な歴史復元に対する姿勢です。そのような形で私の歴史研究の方法の基本に関わる興味として、歴史考古学というものが私の興味をそそる訳です。すなわち、歴史時代の考古学資料というのは、一方既に文献が十分に有りながら存在する考古学資料です。そういうものと文献史料というものが、どの様に一つの歴史の復元の中に組み込まれ得るであろうか、そこに考古学資料はどれだけの耐久性を持ち得るのであるか、そこに又、考古学資料の一つの独自の方法的開発が有り得るのであるか、これが私の考古学研究者としてもう一つの基本的な興味なのです。この点に関しては、これ以上は申し上げませんけれども、以上述べましたような二つの基本的な興味で、私はこのシンポジウムの発表を行いたいのです。

本題に入りました、中世から近世にかけての銭貨というものを考古学資料である出土銭というものからどのように復元できるであろうか、と云うことをとりあげます。これにはまず、考古学資料としての出土銭というものを、歴史の文献的研究にのせられるだけのコンテクストに戻していかなければいけない。考古学資料というのは、生のままの存在ですので、そこから一つの歴史的な

コンテキストを導き得るような形に直していかなくてはいけないということ。そのために、お手元にお配り致しました様な、色々なデータ表が付けられている訳です。このデータ表を若干説明する形で、話を進めます。先ず最初にお詫びを申し上げなくてはいけないのは、色々のご苦勞を頂きましてこのレジュメに一覽表を添付して頂きましたが、大変申し訳ないのですが、これは私の資料検討の段階で、もはや使えないものとなりました。新しいものは、いま会場でお配り致しました番号が「1」と書いてあるコピー、これの方を御覧頂きたいと思えます。どういふことを私が中世の錢貨で申し上げたいかといひますと、全国的に備蓄錢と呼ばれる大量の錢貨が退蔵されています。現在私が八三例ぐらい資料を集めて、およそ一七〇万枚ぐらいの錢が存在することがわかっていますが、それらをすべて一覽にしたものが「1」のコピーです。これで、大体の地域とかいろいろなおわかりになると思ひます。そしてこの変更の理由といふのは、時期区分を変えた点であります。この新しいお配りしました「表1」の中の時期という真中の辺の欄を御覧頂きますと、時期が「1—2—3—4—5—6—7」となっています。そして前に示した方は6で終わっていま

す。一つ増えたのには意味がありまして、これは備蓄錢の年代を最も新しい初鑄年の上限年代で求めています。この方が年代を求めるのにすっきりときます。結果として、どういふことになるかといふと、「1・2」の時期というのが大体一四世紀の錢であると考えて頂いて宜しい。「1」が一四世紀の前半、それから「2」が一四世紀の後半、それから「3・4・5」といふのが一五世紀、それから「6・7」が一六世紀といふ様な、大体の大まかな区分で、ご理解頂けます。初鑄年その他に色々データに添付したものがありますので、それを御覧頂ければ宜しいのですが、どのような特徴があるか結論だけ申し上げます。二枚目三枚目の表に明らかですが、これは備蓄錢を構成している渡来錢の錢種を全て多い順から並べて、それぞれの備蓄錢がどの様な錢の組成を持っているかといふことを見たものです。これは考古学の遺物組成検討の常套手段ですけれども、それでいえる結論は何かといふと、各時期、地域、時代の別なく備蓄錢の内容といふものは極めて均質である、といふことです。したがって、中世に存在した備蓄錢といふものは、中世史料にいわれるところの精錢に相当する、といふことは疑いないと私は考えた訳です。そして精錢と考える根拠



というのは幾つかありますが、それについては本文に書いてありますので、それをご参照頂ければお解り頂けるかと思えます。ただ、その中で注目しなくてはならない点が一つあります。それはどのような点かという点、全体として中世の備蓄銭というものの内容は均質であるけれども、中で二つだけ異質の動きをする銭があるということと、これはどういうことかという点、「洪武銭」と「永楽銭」という二つの明銭です。この銭は一四世紀、ないしは一五世紀の初めに铸られた銭ですので、日本に渡来するのがやや遅れます。従いまして、日本の備蓄銭群の中では「3期」以降に現れてくる銭ですが、これが実際に現れると、比較的短期間のうち、約一世紀ぐらゐの間だと思われませんが、備蓄銭群の中の一番重要な銭として存在するようになっていきます。しかし、永楽銭の全備蓄銭の中に存在する量というのは、高々五パーセントを越えない程度です。したがって、そういう量しか存在しない永楽銭のようなものが、「6期・7期」という一六世紀の備蓄銭群の中で、第一位を占めてくるということとは、これは普通の状態では考えられない訳です。したがって、これは恐らく一六世紀の備蓄銭においては、永楽銭というのは特殊な扱いを受けていたと考え

ざるを得ません。これはいわゆる中世史料において撰銭令等の中に、しばしば登場してくる永楽銭の超精銭化という問題と対応する動きであろうとかんがえられます。人々が永楽銭というものを基準銭化して、それを最良の銭とし他の銭に対して増歩なり打歩というプレミアムをつけて流通させる。こういう現象が起こっている訳ですが、それが考古学的にこのような形で表現されているに違いないと考えられます。したがって中世の銭というものは、基本的に精銭という形で、統一、均質な内容を持っている訳ですが、その中で永楽銭のみが特別な動きをし、超精銭化していくという現象として、この表は読み取ることができません。このような動きに対して、実際の中世の戦国後期の人たちはどのように対応していたのか、ということが色々な史料の断片的な記録の中から解る訳ですが、それによりますと、そういった永楽銭というものを特別な形にして、他の銭と格差をつけて流通させる、或は永楽銭を基軸通貨化するという動きが出てきます。これについて最も熱心であったのが、小田原後北条、結城、武田等の東日本の戦国大名でした。要するに永楽銭一に対して他の流通銭を二ないし三の割合で交換する形をとるようになります。これを私は、「永楽銭の

超精銭化」ないしは「基準銭化」と呼ぶ訳ですが、中世の銭貨流通においては、一言で言えば、銭の中に銭を設けてその基準を律していく、というやり方だったので。つまり銭の中に良い銭と悪い銭、或は優位な銭と劣位の銭を設けて、その良い銭の基軸に永楽銭を置き、通貨の円滑な流通の実現を図るといようなことが考えられていたのではないか。この方針というものは、実は戦国大名としての徳川氏にも勿論受け継がれていて、更に幕府が成立致した後も、同じように引き継がれる訳です。但し、その後、慶長一三年に至り、幕府の政策が大転換をします。永楽銭は使用停止になり、更に、従来永楽銭と一対三、ないしは一対二の比率で使われていたびた銭、いわゆる中世の一般の銭が流通銭として公認されます。このような形で徳川氏は貨幣政策を大きく転換させるわけですが、その時点で実は、銭と金貨との交換比率が設けられるという大きな変化が起こりました。この点に私は中世的な銭の流通の在り方と、近世的な銭の流通の在り方というものを大きく変えた、一つの転機があったと考えているわけです。そしてこの金貨、銭の交換レートというものを幕府はいろいろな形で利用しながら、基本的にはこのレートを維持しよう致します。も

シンポジウム「国際関係と近世日本の成立」

ちろん、この維持しようとする期間というのは、大体一七世紀でありますけれども、その間に幕府は新しい公鑄銭である古寛永通宝というものを出すわけです。その流通の過程で、実はいろいろな形で一兩四貫文という金貨と銭との交換レートが操作されます。そしてその結果、どうも宿場を中心とした街道筋において、銭貨の流通の安定化ということを、幕府はいろいろな手段を通じて行なっていたようです。したがって幕府が最初に発行した古寛永通宝の普及ということが、徳川政権にとっても非常に重要な役割をもっていたはずですが、それが実現していく時に、一兩四貫文という金貨と銭とを結び付けた形で貨幣の流通をコントロールしていく。この辺に銭だけの中で永楽銭とびた銭というような形で流通の安定を図ろうとする、中世的な銭貨の流通の在り方と、近世の金というものを介在させた流通の在り方、というところに大きな変革の節目があると私は考えてみた訳です。いろいろとさらに付け加えることもありますが、私が基本的に申し世げたいことは以上のような点です。

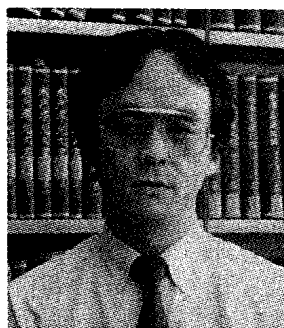
田代　それでは、早速これからコメントに移らせて頂きます。このコメントにおきましては、相撲にいうところの『取組』なるものを想定して設定させていただきました

一五五 (五五九)

た。つまり今日の個々の発表の内容にできるだゆ近いところでご研究をしておられる方においていただき、その専門分野の立場からご意見を窺うこととしました。

本日、コメンテーターとしておいで頂きました先生方をご紹介致します。まず柳田利夫先生は、主に速水先生のご発表に対してコメントしていただきます。柳田先生は慶應義塾大学文学部の国史学科の先生で、近世初頭の国際関係史を主としてスペイン人の残した史料を駆使して説明されています。速水先生の提唱される「豊臣秀吉とフェリーベ二世」の、超歴史的な「出遭い」の世界史的意義について、色々とご意見のあるところと思います。高瀬先生のご発表に対しては、東京大学文学部教授の永積洋子先生からコメントを頂戴いたします。永積先生は、近世を通じて日本と国際関係を持ち続けたオランダ貿易史の御専門で、『平戸オランダ商館の日記』の翻訳を手初めに、オランダ東インド会社が残した膨大な史料と取り組んでおられます。最近是中国や朝鮮などを含めた、近世初期の外交問題に関する専門書を上梓なさり、幅広い御活躍をなさっておられます。鈴木先生のご発表には、神戸大学教授の神木哲男先生にお願いいたします。神木先生は、経済学部にも所属されておられ、QEH

(Quantitative Economic History, 数量経済史) 研究会や社会経済史学会などにおいて、日本の中世から近世にかけての貨幣史、特に年貢の代銭納などの側面から貨流通の問題を精力的にご発表なさっておられます。コメントの時間は、各自一五分間づつでございます。柳田 柳田でございます。



先程の速水先生の非常に広範囲で緻密な理論に、どうやってコメントをしたらいいのかちょっと困っているのですけれども、自分でできることをやる他ないというので、かなり開き直ってやらせて頂きたいと思えます。まず、速水先生は、ここでは恐らく世界史としての近世(広い意味での世界史という意味ですけれども)を論じているのでありまして、レジュメのほうでは、もう少し成立した近世社会の説明に、多くのページをさかれていらっしたようです。けれども、幸い今日は、近世成立期の国際関係にテーマを絞って頂きましたので、私としても、テーマが近いということでコメントをしやすいかと思います。そこで、まず、先生のご発言になった全体のフレームについてまとめた後で、私自身が

扱ったことのある史料からコメントを加えてみたいと思います。

唐突な話ですけれども、スペインとポルトガルは、非常なライバル意識をもって世界中、特に東洋でも対立を続けておりました。しかし、必ずしもうまく行った訳ではありませんが、南米のパラグアイやブラジルのインディオに対しても、それからモルッカ諸島のイスラム勢力に対しても、また日本近海では、オランダに対しても軍事的に共同して戦ったこともあります。今こういうお話を致しますのは、私自身は、東アジアの世界との共通性や、運命共同体的な発想を、殊更強調する研究者の方とは、必ずしも考えを同じくしている訳ではありませんが、速水先生の議論に対しては、こと近世社会の成立期に限っていえば、東アジアの国際的な分業のもつ規定性を、どうしても重視せざるをえないと考えています。従って、アジア諸国とヨーロッパ勢力とを、同じレベルで扱い、特にヨーロッパ勢力と日本との直接的な出会いといった面を強調する今回の速水先生の発想に対しては、若干の疑問を感じざるを得ません。具体的には、速水先生が、近世日本の成立を中心にしてお書きになった論文、「徳川日本成立の世界史」、「フェリペⅡ世と豊臣秀

吉」において、フェリペⅡ世と豊臣秀吉との「歴史的な出会い」、それを重視する考えを提示なさっておりますが、ここでは、その論文を含めて考えてみたいと思います。そこでまず、もう少しフレームについてお話をしてみたいと思うのですけれども、速水先生の議論を簡単に要約すれば、多分こんなことになるのではないかと思えます。双方に直接的な関係をもたない独自の社会変動を持つヨーロッパ世界と日本の存在を前提として、それが大航海時代という環境下でたまたま触れ合った。しかも、その時期が一六世紀後半から一七世紀初頭という、ヨーロッパ世界の混乱期にあたっており、日本は混乱期を過ぎて安定期に入りつつあったため、ヨーロッパの侵略ないし大きな影響を免れることができた。一方東アジア世界については、明清交代の時期にあたり、従って、結果的にヨーロッパからのアプローチに対しても、また、中華秩序への参入か離脱かという問題に関しても、日本はいかなる国際関係を樹立するかについては、自由裁量の立場で行動し得た、としている点についてであります。速水先生の議論では、近世社会が経済社会であり、日本の内在的な歴史の動きがそこには存在し、それに「横からの入力」としてすべての国際関係を措定してい

るように見受けられます。しかし、そこでの横からの入力には、かなりの違いがあったように思います。具体的に申し上げれば、ポルトガル、スペイン、オランダ、イギリスといった、ヨーロッパ勢力の相互間にも違いがありましたし、日本、その他のアジア諸国、それぞれとの関係の在り方もまた異なっているようにも思います。東アジアとの関係は、ヨーロッパに対するものとはかなり異質なものの、もう少し言葉を選んでいえば、東アジアの国際的分業中に、日本自体が組み込まれていたのではないかと、というふうに考えます。ですから、そういうふうに考える場合には、横からの入力という表現自体も必ずしも適切とは思われないような気がします。次に日本の内在的な歴史発見の筋道があり、それが横からの入力に変化したながらも、また日本特有の歴史発展に向かう、そして、所謂、経済社会の成立になるという考え方、また、あるいは、江戸時代イコル封建制、土地に縛りつけられた農民、などというイメージが、速水先生の実証的な研究から見て、必ずしも正しい認識ではない、ということとを強調するあまり、日本の世界史からの独自性を強調する考え方が、これは今日のシンポジウムより、むしろ岩波の『日本経済史』の中で述べられていること、であ

りますが、そのことは正しいかどうか。制度として確立している日本近世社会を、私自身扱ったことがあります。なので、ここで、そのことについて評価をすることは、私には出来ません。しかしながら、研究者が、日本型華夷意識ないし、秩序、あるいはジャパニズワールドオーダーと呼ぼんと、事実として、東アジアの国際的な分業からは、少なくとも鎖国形成期に関する限り、日本が自律していたということは出来ないのではないかと思えます。生糸、木綿等の国内の自給が、ある程度達成されたところにたつて初めて、日本はアジアからの規定性から徐々に離れ始めるのであって、鎖国形成期に関しては、東アジアの問題は、日本国内の社会変動自体が、東アジアの社会変動の一部を成しており、その限りにおいて日本は東アジア社会を離れて、自主的に自己の体制を決定することは出来なかったと考えたいと思います。

一方、ヨーロッパの問題は、日本が自主的に選択するものであったという考え方では、基本的には速水先生と全く同意見であります。しかし、ヨーロッパのアジアにおける力を過大に評価し、タンニングがずれていれば、日本が侵略される可能性すらあったかのような議論には、必ずしも与することは出来ません。また、さらに

豊臣秀吉、徳川家康の禁教の論理を、速水先生は、ヨーロッパ勢力の、あるいはキリスト教の侵略性と儒教概念の対立から説明していらっしやいます。これはフェリペⅡ世の論文の方ですけれども、むしろこれは、国内における統一権力の権威確立へのロジックで考えるべきことのように思われます。禁教が、国内権威確立への隠れ蓑であったとまでいえるかどうかはしばらく置くとしても、必要以上に、ヨーロッパが混乱期であったために、日本は幸いにも自主的な決定をすることができたという考え方は、私はとれないように思います。

以上、まとめますと、近世日本の成立期において、殊更、ヨーロッパ勢力と日本の統一政権の直接の対立、具体的には、侵略の可能性などを、重視する考え方に対しては、疑問を感じていること、また、東アジアの規定性を軽視する立場にも疑問を感じることを、全体のフレームに対するコメントと致したいと思えます。

次に私自身の専門である、フィリピンと日本との交渉を見て、今のフレームについて、ヨーロッパとの出会いの具体例として、フィリピンのスペイン人と日本との関係について、若干述べさせて頂きたいと思えます。まず初めに、スペイン側の史料をそう細かく、詳しく見た訳

ではございませんが、若干眺めていて感じられることは、修道会士以外のいわゆるスペイン人俗人の日本への関心の低さであります。一七世紀に入っても依然として、金銀島等についての関心はあったことは明らかであります。また貿易船もやって来ておりますが、現実の日本については、修道会士は別にしても、現地の植民地当局者がさほど日本を重視していたとは思えません。宣教師達の書簡にはたびたび、スペイン人俗人達の関心は、フィリピンにおいて、一儲けして、本国ないしメキシコに戻ることであると書かれております。少なくともそこには日本へ侵略して植民地にしようというようなことを本気で考えていた者がいたとはとても考えられません。日本との貿易にしても、初めは中国人の渡来による貿易、次には、マカオのポルトガル人との交易が、成立します。が、中国本土に本拠地をもたないスペインが、日本との貿易で積極的なメリットをポルトガルと対抗して持つには至りませんでした。一五七〇年代から八〇年代にかけて、フィリピンのスペイン人は、聖俗両者がそろって、中国への侵略計画を本国に打診致します。しかしスペイン本国は、フェリーペⅡ世のスペイン本国は、それが実現不可能なことを十分に知っており、それを積極的に問

題にすることはありませんでした。また、この中国征服計画に、日本人傭兵に利用しようとする、フィリピン側の本国への打診も、当然の如く却下されております。スペイン本国の姿勢は、ポルトガル領東インドとスペイン領西インドの間の貿易を禁止するものであります。一方ポルトガル人は、新大陸の銀を持ってやってくるスペイン人が、中国と直接貿易を始めることは、死活問題にもなるため、中国当局に対して、盛んにスペイン人の侵略性を吹聴したためもあって、スペイン人はついに、中国との直接交易をすることができなかつたのであります。このことは、日本との関係の低さをまた間接的に、表すこととなります。むしろスペイン人にとって、日本人は倭寇やその戦闘的な国民性から、脅威ないし植民地の治安を乱す者として見られたようであります。

先程、速水先生も、日本人の拡張していく姿について、若干お触れになりましたが、マニラが根拠地となつたのは、一五七〇年から七一年にかけてのことでございますが、当時既に、フィリピンの北部カガヤン地方にかなりの日本人海賊が出没しており、その後スペイン艦隊との武力衝突が、生じております。やがてマニラにも平戸・長崎等から日本人がやって来て住み着くようになって

ております。スペイン人はこれらの日本人に対して「はじめて平和的にやって来た日本人である」と本国に書き送っております。しかしながら一五八〇年代の後半になっても依然としてフィリピン北部地方は「十分に鎮圧されていない地方」と見なされていきました。従って、ある意味で豊臣秀吉による所謂「海の平和令」は、それをスペイン人がどの程度認識していたかどうかは分かりませんが、フィリピンのスペイン人にとって歓迎すべきものであったように思われます。このような関係が一時的に崩れるのは、豊臣秀吉がフィリピンに対して降伏勧告状を送ってきたことによります。マニラ当局は狼狽し、急拠本国に軍事援助を仰ぐ一方、外交使節を秀吉のもとに派遣して時間を稼ぎます。また、使節として派遣された宣教師は、秀吉の面前で地球儀を使い、スペイン人が、スペイン国王がいかに強大であるかを誇示致します。速水先生のおっしゃるように、ポルトガルがスペイン人の侵略性を譏言したかもしれませんが、実際には、マニラの使節が日本に対して、脅威を与えるために精一杯の虚勢を張って、地球儀でフェリーペⅡ世の領地を示したのであります。

余談ですが、その時にもたらされたフィリピン長官の

秀吉宛の外交文書の原文は、中国語で書かれていた可能性が高いと考えられます。豊臣秀吉の降伏勧告状がそうであったように、これらの外交文書が中国語で書かれていたことは、それ自体当時の外交が、東アジア的なルールで展開されていたことを物語るものではないかと思えます。これは、ヴァリニャーノによって秀吉のもとにもたらされたポルトガル領インド副王からの書簡が、料紙はもとより文面自体もポルトガル式の格調高いものであったことと、非常に対照的ではないかと思えます。ちなみに、このフィリピンから送られた書簡の文頭には、スペイン国王フェリペⅡ世が統治する地域が、長々と列挙されています。そして、先程申し上げたように、宣教師はそれに従い、地球儀でそれを一つ一つ秀吉に問われるまま指差していったのであります。それはやはり、精一杯のフィリピン側のデモストレーションとしてしか、私には感じる事ができません。豊臣秀吉が、このことによつてスペイン本国について認識を新たにしたかもしれないませんが、果たしてそこから彼が日本が侵略されるといった脅威を感じたでありましょうか。秀吉はしばらくフィリピンから外交使節として来日する宣教師をそれと知りながら黙認していますが、彼らが公然と布教を開始す

ると、日本史上で初めて、外国人宣教師の処刑を行なったのであります。この処刑はスペインからの侵略の可能性や脅威から行われたと考えるより、スペイン側への彼のデモンストレーションであったと思います。秀吉の側にいかなる関係を維持するかの選択権があったわけでありませう。家康の時代に入ると、メキシコとの貿易を彼が望んだため何度か日本人がメキシコに送られております。それはドン・ロドリゴ・デ・ビベロをメキシコに送り出した時、あるいは支倉常長のいわゆる慶長使節の派遣などの時でありませうが、こういったメキシコにやつて来た日本人に対して、メキシコ側は極度に神経をとがらせ、本国に対策を照会するとともに、日本人を武装解除した上、航海技術・造船技術等を決して学ばせないように配慮しています。以上のことから、スペインと日本との関係に焦点を絞る限りでは、決して日本とスペインが対等な関係で交渉したとはとても思えません。スペイン側は日本の拡大傾向に対して畏怖を持って対峙したように私には理解できません。宣教師は、盛んに日本入国をばかり、植民地当局者はそれから生じ得る事態を憂慮し困惑していたのであります。日本が鎖国の道を選んだことで結果的に、マニラ・メキシコ間のガレオン貿易は、一



九世紀までスペイン人の手に確保されることになった訳であります。こういった図式は実は、近代になり日本が開国すると、フィリピン経営の不可欠な労働者として、また中国人労働者に替わる良質の労働力としての日本人がフィリピンの農園主側要請されているにもかかわらず、また在日スペイン外交団もこれに積極的に協力したにもかかわらず、フィリピンの植民地高官も、またスペイン本国も、日本の軍事的な拡張主義を恐れて、日本人のフィリピンへの移民を禁止した事実を私に思いおこさせます。話が脱線してしまいましたけれども、自分はスペインと日本との交渉史を研究のテーマとし、スペインの史料を主に扱って参りました。ですから、心情的には、日本の近世の成立期にスペインが大きな役割を果たした、ということ声を大にして言いたいのであります。現実の史料を扱っていく中では、残念ながら日本の近世の成立に果たした規定性という意味では、東アジア的な国際的な分業という面が大きかったと言わざるを得ないようであります。どうもありがとうございました。

田代 続きまして、永積先生にお願い致します。  
永積 永積でございます。

高瀬先生、柳田先生のお書きになるものを読んでいて



いことでもあります。従って今日のおはなしについても、オランダの史料を使ってコメントできることは少ないのですが、最近考えていること、つまり当時行われていた日本と外国との通交、貿易上のさまざまな慣行は、必ずしも日本だけで行われた独自のものでなく、実は日本の周辺地域、広くいえばアジアの各地で行われていたものが日本に入ってきたのではないかということ述べたいと思います。

まずカピタン・モールの持っていた裁判権について考えてみたいと思います。一五二二年にマレー半島のマラッカに行ったトメ・ピールスは『東方諸国記』に、この港には四人のシャバンダルがいると書いています。この人達は①グジャラート人、②ベンガル、ペグー人、③ジャワ、ブルネイ、ルソンの人、④シナ、琉球の人で、マラッカに四方から集まってくる人々のそれぞれの代表だったわけです。シャバンダルはペルシャ語で港務長の意

味ですが、トメ・ピールスとほぼ同じ時期のことを記したバロスの『アジア史』には、シャバンダルのことを「我々の間では国の領事のような役目」を果たすとあります。中世の十字軍の時代から近世のはじめまで、キリスト教国でも、非キリスト教国でも、領事が裁判権を持たなかったことはいわゆる言われていきますから、ここでいう領事のような役目とは、シャバンダルが領事裁判権をもっていたと解釈しても差支えないでしょう。高瀬先生のおはなしのカピタン・モールの裁判権はこれと同じものと考えられるのではないのでしょうか。

同じようなことは、東南アジアの各地にあった日本町についても言えます。それぞれの町が頭人を選び、そこに住む日本人の裁判を行っていた例は、岩生先生の名著『南洋日本町の研究』にいくつも出てきます。また平戸に住んでいた李且は、その華僑のカピタン（頭人）とイギリス人が書いていますが、面白いことに李且は平戸に来る前にはマニラのカピタンであったことが知られています。李且が裁判権を持っていたかどうか、記録がないのははっきりしませんが、イギリス人はマニラの場合も平戸の場合も同じく「カピタン」と書いていることは、やはりアジア各地で似たようなことが行われていた

証拠と言えるでしょう。

イギリス人はカピタン・モールについて、モンズーン・トレーダーであるから、イギリス人のように特権が与えられないと書いているのが目をひきます。モンズーン・トレーダーというのは、モンズーンにのって来航し、一年のある時期だけ日本に滞在する貿易商人という意味で使われる言葉だと思いますが、カピタン・モールをそういう風に見ることは、その性格の一面を非常によくついていると思われれます。例の朱印船制度では、日本から仕立てられる船かどうか、つまり外国人であっても日本居住者かどうか、朱印状の携帯を義務づけられるかどうかの目印となっています。先の李且とか平戸のイギリス商館、あるいは長崎に住むオランダ人が個人でインドシナ半島の各地などへ出した船は、正に外国人居住者の派船の典型と言えるわけです。居住者については、日本の貿易にたとえばパンカドのような取引上の制限が加えられないかわり、海外渡航にあたっては、海賊行為をしないよう朱印状を携行させ、同時に外国の官憲からも、合法的な貿易商人としての保護が受けられるよう、保証をあたえたと言えるでしょう。

次にカピタン・モールについてオランダの史料にある

いくつかの記事を見たいと思います。一六二〇年にカピタン・モール、イエロニモ・マセド・ド・カルヴァロは六隻の船と共に来日しましたが、イエズス会の神父を密かにつれてきたという罪で大村の牢獄に抑留されました。その後長崎奉行竹中采女正重義がその釈放を熱心に運動した結果、一六三〇年になってようやく日本から出国を許されています。また一六三四年にはポルトガル船の船員が、マカオ在住の宣教師から品物と、これを売ってこの宣教師が長崎の商人に借りたままになっている負債を返済してほしいという手紙を預かってきたため、この船員は手紙の宛先の長崎の商人と共に捕えられ、大村の牢獄に送られています。これらの二つの例は、カピタン・モールの裁判権は非常に限られたものであったことを示していると思われます。キリシタンについての將軍の禁令、つまり外国から宣教師の手紙を預かってはならないという命令は、カピタン・モールの裁判権より完全に優先していることは確かです。このことは先のイギリスの史料が記している、カピタン・モールはモンズーン・トレーダーであること、つまり日本の居住者でないこととも関係しているのかもしれませんが。カピタン・モールは、ポルトガル人社会内の紛争など、小さな犯罪につ

いてだけ、裁判権を持っていたのではないのでしょうか。しかも、一六三〇年以後は、日本人がポルトガル船に投資した資金の保証として、カピタン・モールまたは船長が、翌年の船が到着するまで長崎に留まることを義務づけられました。これもまた、貿易の制限が強化されると共に、カピタン・モールの権限が一層削減されたことを示すものでしょう。

次に、朱印状の制度も実はポルトガル人のアジア進出の初期からはじめられた制度ではないかということをお述べたいと思います。ポルトガル人がはじめて東洋に進出したとき、その艦隊の力が圧倒的に強かったため、近くを航行する異教徒たち、イスラム教徒たちが安全通航証を求めました。これはカルタス（ポルトガル語で書簡の意味）とよばれ、すくなくとも一五〇二年からひき続き発行されていました。

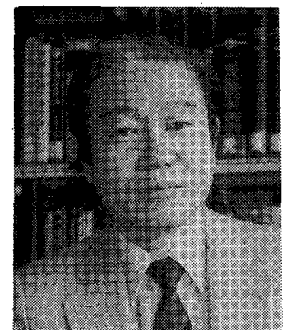
平戸、台湾のタイオワン、バタヴィアなどの各地で、そのの港に出入りする日本船、中国船などが、オランダ人からパスを求めたという例は沢山残っています。このパスとは、日本で与えられるものについては、岩生先生以来、朱印状と訳しているものです。海上でオランダ船は圧倒的な強さを誇っていましたから、オランダ人の発

給するパスはオランダ船に襲撃された場合、他のどの国のパスよりも威力があったに違いありません。朱印船制度が成立するためには、朱印状の権威を相手国が認めることが必要と、岩生先生は書いていらっしゃいます。けれども、ここにもう一つ次のことがつけ加えられるのではないのでしょうか。大航海時代と共にはじまったカルタスの慣習が、その後パスと呼ばれるものとなり、日本の朱印状もその慣行を受け継いだものではないか、ということです。こういう慣行がアジアの各地で行われていたからこそ、日本の朱印船も受入れられたのではないかと思えます。

最後に言いたいのは、中国で行われていた勘合、あるいは渡航証明書としての文引（ただ引ということもある）と、日本の朱印状との関係も考えて見る必要があるということだと思います。けれどもこれは今日のおはなしの範囲を逸脱することです。私の考えもまとまっていませんので、ただ今後の課題として指摘しておきたいと思えます。

田代 最後に神木先生にお願いしたいと思います。

神木 神戸大学の神木でございます。私は中世史を勉強しておりまして、多少中世の貨幣についてこれまでに



考えたことがございまして、ここで今日は鈴木先生のご研究に対して何かコメントをしろうふうになされた訳でございますが、実は鈴木先生はここ数年非常に精力的に中世から近世にかけての貨幣史に関して、数多くの貢献をされてきました。先程、日米構造協定というものが終わったようにございますけれども、この原因は日本の輸出の集中豪雨があったということでございますが、鈴校先生の貨幣についてのご研究はまさに中世を研究している者にとりまして、集中豪雨的な研究成果でございます。私のように中世を勉強しておりますものはいまや崩壊の危機に直面しているといっても大袈裟ではないと思っております。従いまして追々これから構造協議に入らなければいけない訳ですけれども、本日は細かいことにつきましてはコメントを差し控え、多少大きな問題をお話をさせて頂きたいと思っております。

先程鈴木先生のお話になりましたように、中世から近世への貨幣体系への移行、中世的な貨幣体系と、近世的な貨幣体系というものはどう違うのか、ということがあります。これはここで改めて私がお話をする必要はな

いかと思ひますけれども、中世の貨幣体系の特徴は、銅錢一本やりということをごさいますして、そういう意味では銅錢単貨体系と呼んでもいいのではないかと思ひます。近世はそれに対して、金銀が貨幣として流通界に入つてまいります。いいかえますと、中世の場合には金銀が基本的には貨幣として使われたことがないという点に大きな特徴があるといえます。先程鈴木先生のご結論の中でも、近世期の貨幣体系の特徴は、錢と金がリンクしたところにあるというお話でございました。この点については私も全く同感であります。ここで、若干中世的な貨幣体系から近世的な貨幣体系への移行ということにつきまして少しコメントをさせて頂きたいと思ひます。

中世の貨幣流通は、中国からの渡来錢や日本で私鑄された銅錢が、自由に使われるということが始まります。そこで良貨と悪貨を選別する撰錢という現象が起こります。これに対して、明応九(一五〇〇)年、室町幕府が、撰錢禁令を出しますが、この一五〇〇年に出しました撰錢禁令は、一言で申しますと、撰錢の無条件禁止ということをごさいますして、日本新鑄錢をのぞいては一切の撰錢を認めず、いわばすべての銅錢の同価値通用を強制したものであります。一五〇〇年の幕府の撰錢禁令

は、このように捉えていいかと思ひます。しかし、それから数年経ちますと若干情勢が変わつてまいります。永正三(一五〇六)年發布のものには悪錢の混用率がきめられています。百文について三文、約三分の一のいわゆる悪錢を混ぜて使用することが認められております。しかし、結論だけで申し上げますと、この段階で三分の一の悪錢混用を認めた撰錢禁令はあまり効果を持たなかったと思われまゝ。その理由は、当時の経済が必要とする貨幣の量に恐らく大きな限界があったからだと思ひますが、この後数年を経過してこの混用率が引き下げられてしまひます。永正九(一五一二)年の撰錢令では、三分の一から五分の一へ、約二〇パーセントに混用率が減らされております。これはとりもなおさず、撰錢禁令の後退を意味するものと考えられます。これ以降、室町幕府は撰錢禁令を約三〇年間出しておりまゝです。そして天文一一(一五四二)年に再び出す訳でございますが、この時には混用率もとの三二パーセントに引上げられます。これはこの時期における商品・貨幣流通の進展によって流通過程に入るべき貨幣量の増加が要請され、悪錢の流通過程への導入をうながしたものとみることができると思ひます。

そして最終的には信長の撰銭令が出る訳でございませす。これは、永禄一二（一五六九）年のことですが、信長の撰銭令の特徴はいろんな形の悪銭について、プレミアム（減価率）をつけて通用させようとしているのです。例えば「ころ」、「せんとく」といわれるようなものは二分の一、つまり、二枚で精銭一枚と同価値として通用させる。それから一番粗悪な貨幣の場合には、たとえば、「うちひらめ」、「なんきん」というのはわずか一分の一の価値でしか通用しない。そして減価率が決められたもの以外の貨幣はすべて同価値通用であり、減価率の混用率も五〇パーセントにまで引き上げられております。このような信長の撰銭令にもられた内容、つまり、悪貨が流通界に投入されそれぞれのプレミアをつけながら、流通していくというのは、実は中世が到達した貨幣流通のあり方を示しているのではないか、とこういうふうに私は思っております。

これは江戸幕府でも踏襲され、この信長の決めた六種類の銭は選んでもいいけれども、それ以外のものは選ぶことを認めない政策を寛永通宝の出る一六三〇年代後半まで続けることとなります。

幕府は、慶長六（一六〇一）年に、金貨、いわゆる慶

長大判・小判、一分判を発行します。幕府は、中世以来の銭貨、つまり銅銭に対して金、銀、特に金を掌握して、これを貨幣体系の最も重要なものとして位置付けたと考えたのではないかと思っております。言いかえれば、幕府の貨幣政策の基調が金貨を中心とする貨幣体系の樹立にあったということができると思っております。

さらに、幕府は銭貨政策も積極的に推進いたします。

まず精銭である永楽銭とそれ以外の銭貨との交換比率を一對四、つまり永楽銭一貫文 $\parallel$ 永楽銭以外の銭貨四貫文というように決定いたしました。そして、これを金・銀貨と結びつけ、相互の交換比率を金一兩 $\parallel$ 永楽銭一貫文 $\parallel$ 銀五〇匁、さらにこの決定と相前後して永楽銭を通用禁止にいたします。いいかえれば、金一兩 $\parallel$ （永楽銭一貫文） $\parallel$ 永楽銭以外の銭四貫文となり、永楽銭はこの段階で計算貨幣化されたこととなります。つまり抽象的な価値の基準にはなりませんけれども、現実の貨幣体系からはずされ、使われなくなったということを意味します。

こうして金一兩 $\parallel$ 銭四貫文という交換比率が決められたわけですが、この交換比率につきましては鈴木先生はどのようにお考えでしょうか。ここでは寛永通宝の新鑄以前における銭貨の不足に基因して現実の取引において

は、金一兩 $\parallel$ 錢四貫文という換算比率は、少なくとも一七世紀前半までは守られなかったのではないかと考えられます。たとえば、一五六〇 $\sim$ 九〇年にかけて京都・奈良・阿波などでは、ほぼ一貫三〇〇文から一貫六〇〇文程度であり、また寛永一二年のデータで、金一兩 $\parallel$ 二貫七〇〇文、あるいは三貫文程度ですから、実は現実の取引でおこなわれていた金と錢の換算比率は、金一兩 $\parallel$ 錢四貫文に比べて大変錢高であったということになります。したがって、幕府の設定した金一兩 $\parallel$ 錢四貫文というのは、当時の実勢比価にくらべて、著しく金高・錢安に設定されていたことになります。幕府にとっては、金高・錢安で交換比率を設定しておくということは、非常に大きな意味をもっていたと思われれます。この段階で金銀鉱山を占有し、貨幣鑄造権を独占した幕府としては、金貨の価値をできるかぎり高めておくことが政治的にも経済的にも必要なことであつたと思われれます。ここに近世の貨幣体系の大きな特徴があるのではないかと考えているわけでございます。金とリンクさせた錢の価値を中世にくらべて著しく下落させることによって、中世では唯一の貨幣であつた錢貨 $\parallel$ 銅素材をいわば事実上の少額貨幣にするという意図が、この金一兩 $\parallel$ 錢四貫文の中に

含まれていたのではないかと考える次第でございます。この点に関して鈴木先生のご意見を伺うことができればしあわせでございます。どうもご静聴ありがとうございます。

田代 それではここで一五分程休憩をとりたいと思ひます。

＊————＊

(休憩の後、フロアーからの質問を受けた。質問の要旨は以下の通り(発言順・敬称略))

#### 箭内健次

- 一、カピタン・モール(世俗権力)と教会との関係を、デマルカシオンの問題を含めて、どのように理解したらよいか

#### 中村 質

- 一、近世日本の成立は具体的に、一七世紀後半のどこにおいたらよいか
- 二、外国人一般の日常的犯罪に限って日本の裁判権が適用されたということであるが、日常的ということとはどういうことか
- 三、外国人とはポルトガル人などのいわゆるヨーロッパ人だけなのか、むしろ人数からいうと朝鮮人や

中国人の方が多くはなかったか

### 加藤榮一

- 一、国家主権というものの考え方が前近代の場合と、近現代の場合と異なるのではないか
- 二、伝統的に自治体などに一定の自治権が与えられており、その自治権の中で処理しうる問題が当然残される場合もあるのではないか。その上での公儀という問題を考えるべきではないか
- 三、この時期の公儀の「恣意」は、法的秩序などを超越して発動されることがあるのではないか
- 四、オランダ船のカピタンなどにはコミッシー（権限を詳しく規定したもの）が与えられているが、ポルトガルのカピタン・モールの場合そういった資料があるのかどうか

### 五野井隆史

- 一、カピタン・モールは裁判権の他に貿易交渉権をもっていたというが、貿易交渉権については余り持っていないか
- 二、家康政権と家光政権とは区別して考えるべきではないか

### 岸野久

シンポジウム「国際関係と近世日本の成立」

一、教会側の史料からカピタン・モールについて論ずるのは限界があるのではないか

二、カピタン・モールの権限は時代によって大きく変わっていたのではないか

### 安国良一

一、備蓄銭という良貨だけというふうに考えられるが、それと流通銭貨全体とはどういう関係になるか

二、精銭はいつ、誰によって作られたか

三、なぜこれ程の大量の備蓄銭をためる必要があったのか、またそれが必要となる社会とはどんな社会なのか

四、銭と金とのリンクの仕方を国家主権とのかかわりの中でどういうふうに考えるたらよいか

### 峰岸純夫

一、品物の評価と共に銭そのものの評価をしなければならぬ中世から、銭の評価が基本的には解消する近世への移行の中で、銭そのものの移り変わり（歴史）をどのようにとらえるか

### 山本英史

一、中国にも日本の中世から近世への移行と同様な時



代が存在するにもかかわらず、日本のように「経済社会」が成立しなかったが、なぜ日本ではそれが成立し得たのか

＊ ＊

田代 フロアから頂戴しましたご質問の多くが、高瀬先生に集まっております。そこでご発表頂いた先生からご発言される順序を変えまして、まず高瀬先生、そして鈴木・速水両先生とさせていただきます。

高瀬 有益なご意見やご指摘を戴きまして、有難うございます。それぞれ専門分野に関する深い研究成果をふまえたご指摘ですので、満足にお答え出来そうにありません。永積氏他何人かの方からご指摘があったのですが、カピタン・モールの権限を中心にした個別事例について、このレジュメに書きましたようにすっきり割り切れるとは、私も思っていないのです。個別事例にあたっていきましたら、色々割り切れないような例もある、しかしそれにも拘らず、やはり「鎖国」を境にして、一つの変化を読み取ることが出来るように思いましたので、本日のような報告をさせていただいたのです。それでは当てはまらない個別事例はどうなるのか、という問題ですが、ちょっと乱暴な言い方ですが、歴史の史料はそ

う性格をもつものではないか、と思っております。それから箭内氏が言われたデマルカシオンの問題、それが根底にあり、それを踏まえてご報告したわけですが、ただ岸野氏が言われたことですが、年代・国情等により、一律に論ずることは出来ないわけですし、そのためにそれぞれの土地において、異なった事例として現れる、と言えると思います。居住者と非居住者とを区別しなければいけない、というお話が何人かの方からありました。しかし例えば、「鎖国」の前後を通して、長崎港内における外国船内での犯罪に対して、幕府の裁判権がどう及んだのかということも、報告の論拠の一つになっていきます。従って居住者か非居住者かということが、ここで大きな問題にはならないように思います。カピタン・モールには貿易交渉権はなかったのではないか、という五野井氏のご指摘ですが、確かに建前ではフェイトール（代理商人）に貿易交渉が委任されていますが、現実には貿易の交渉をカピタンモールが行った例があります。お二人から、家康と秀忠とで政策を区別して考える必要はないのか、というご指摘がありました。いまここで問題にしている論点から、両者の政策に基本的に差異があると言えるかどうか、私にはよく分かりません。キリシタン

問題を重罪として一括りにすることに対する五野井氏のご批判ですが、外国人のわが国における犯罪を、ここで述べた意味で敢えて重罪と軽罪とに分けた場合、キリシタンは重罪に入るとい意味です。なぜかと申しますと、私はキリシタンが日本の法秩序を否定したことが、幕府のキリシタン禁制の主因だと思っているからです。朝鮮人の取り扱いに関する中村氏のお尋ねですが、私は明確にお答え出来ませんので、ご容赦願います。加藤氏が言われた、国家主権は前近代と近代とは違いがあるという点ですが、主権の概念については、私には論じる能力はありません。主権を論じる場合、権力がどこに所在するかということが、主な論点の一つになっているようです。この権力の所在ということは、いわば国内的な問題ですが、それは別の観点に立って、その権力の上に別の権力は存在しない、つまり最高の国家権力という、対外的な意味の主権論があります。私が使ったのはそういう意味です。オランダの船長にはコミッシーが与えられたが、ポルトガルのカピタン・モールについてはどうか、との加藤氏のお尋ねですが、その点についての史料は私は存じません。岸野氏が指摘された、カピタン・モールについて教会史料を通して知るのには限界があると

いう点については、それはおっしゃる通りですが、的確な史料が他に余りないので、やむをえず利用したものです。

鈴木 鈴木でございます。いろいろコメントを頂きましたありがとうございます。先ず安国先生の指摘された問題なのですが、逃げる訳ではありませんが、すべてこれは中世社会の基本的な経済構造に係わる問題であろうと思います。私は少くとも中世に流通しておりました銭はこういう性質のものであった、ということ指摘しているという段階でして、それが中世社会の経済的な構造、ないし経済的な活動の質とどう絡まるかということは、私の専門外のことですが、私の予測でお答えできる範囲について、あるいは私がそこからこんなものではないかというふうに、逆にむしろ中世の研究者の方々にお尋ねしたいと思っております。先ず、一番最初のご質問で備蓄銭の大部分が精銭だということになると、良いものだけが備蓄されているのだとすれば、中世に流通していた銭は全体としてどういうものになるかという問題です。私が先ず最初に申し上げたいことは、備蓄銭というのは当時中世に流通していた全流通銭群これを母集団と呼びますがその母集団の正確な反映体であると考えている点

です。つまりこれは、個々の備蓄銭というのがある種の任意抽出サンプルとしての性格を持っており、そしてその任意抽出サンプルたる各銭群は、仮想的に中世に存在した全流通銭貨に認められる銭の存在比率と非常によく似ている。つまり、きわめて均質的なものであると考えています。そのような状況で、ある特定の操作、つまりある特定の銭だけを選んだということは、永楽銭と洪武銭以外を除いては考えられない。こういうことを先ず申し上げている訳です。そういう意味では、北海道の志海苔で出ました銭も鹿児島県で出ました銭も基本的に同一の価値をもっていた、と私は考えざるをえないのです。

そうなりますと、これは恐らく二番目のご質問とも関連するのですが、これは恐らく当時の最も信頼できる銭、というものがこういう形で集まっていたのである、というふうに思われるのですが、経済活動というものは、ある時代時代で非常に先端的な様相を示す場合もあるんだらうと思うのです。例えば古代にも、資本制的な展開というものが一部かいま見られるというような意味で、中世社会の商品流通の中に、もそうといった先見的な部分というのが一部あり得る、と私は考えているのです。こういった精銭群というものは、当時の最も先

端的な経済の部分である程度決済されていた銭であると考えて見てはどうであろうか。中世経済の中での銭の使われ方というものをどのように考えることははたして可能なのだろうか。私は、むしろそういうことを中世のご専門の方に投げかけたい訳なのです。

それから、そこで当然もう一つ出てくる問題は、中世社会においてしばしば登場してくる悪銭づかいの問題です。要するに、悪銭というのは私は実体としては存在しない、という考え方を持っています。つまり悪銭と呼ばれているものは、ある種の問題として存在したものであろう。実体としてこれが悪銭だというようなものは、いわゆる極悪銭と呼ばれる——これは江戸時代の撰銭令に至るまで撰銭の対象となった——先程神木先生がいわれたようなどうしてもこれはだめだと言って除外された銭を極悪銭という訳ですが、極悪銭は確かに存在する。ただし、極悪銭以外の悪銭というものは、実体として摺み出すことは非常に困難なことであろうと思います。というのは、その中がある種のグレードのクライン（傾斜ないし漸移）を持っていて、ある悪銭と別の悪銭とを比較することは容易ではない。一番良い超精銭である永楽銭を一つ出すことは出来ず。それから極悪銭を一つ出す

ことも出来ず。ただし、その中間にある銭群というのは実にいろいろなくたびれ方をしております、その中を分け出したら、恐らく撰銭行為そのものが成り立たなくなってしまうのではないかと私は思っています。これは私が一万枚位の銭を実際に二三日かけて選びまして、その中で銭を分類したり査定した実際の印象として、そうであるということなのです。したがって、悪銭というものは、私は流通にさいしてある種の保証を伴わない銭であろうというふうに考えてみたいのです。少くともある種の保証を通さないで使う銭、こういうものを悪銭づかいとか、悪銭というふうにいったのではないかと私は考えています。

それから撰銭状況が生じたのはどうしてなのだろうか、ということなのですが、精銭の流通を保証したのは、やはり商取引における一種の良い銭を求めるといふ行為そのものにあつたと私は思うのです。最も先端的な決済に耐うる銭としてこのような均質的な銭の内容になつたのではないかと思ひます。ただし、中世社会の貨幣流通において、そういうことを考えて良いかどうかという問題は残ると思ひます。ただ、このさい私は中世史の専門家ではありませんので、勝手なことを逆に言つて

みたい訳であります。それから銭を貯める必要がなげあつたのかということですが、これは金融業というものが中世においては結構あつたのではないかと、逆に私は想像をしております。例えば合銭という言葉があります。もちろん皆様ご存知のことと思ひますが、合銭とは小額の銭を寺院などで集めることです。それから、それが祠堂銭という形になりますと、これは徳政の対象外になります。つまり徳政棒引きの対象にならないのが祠堂銭です。ですからお寺が持っている銭というのは、ある種の低利金融機関のような性格を持つ訳でして、しかもそれは徳政の対象にならないケースがしばしば記録されてゐる。そういうことから考えると、小額の銭の金融というものは結構あつたのではないかと考えられる。これは後北条氏あたりが御蔵銭というものを家臣に貸し付けているといったようなことの中にほの見えてゐる。そういう少額の貨幣のやり取りというものが、実は中世も後半になるとかなり進展してきてゐる。これは江戸時代のような形の少額貨幣の流通とは違ふのでしようが、私はそういうものが結構全国的に一定の地域で行なわれていた可能性というのを中世においても認めていいのではないかと考えます。逆にいうとそういうものを認めること

が、現在の中世史研究のイメージの中でどのように考えられるのかを、むしろ教えて頂きたいと思います。

それから近世初頭の成立期において、銀というものが銭と絡まないということのご指摘ですが、これは私もかねがね不思議に思っております。ただし一ついえることは、さきほど神木先生とお話をして出てきたのですが、西日本の状況はともかくとして、少なくとも徳川幕府、幕初期の徳川幕府は、金貨というものを通貨の基軸にしようとした時期があったのではないかと。恐らく初期徳川政権の金備蓄量に対するある種の自信というものがその背景にあったのではないかと考えてみたらどうかと思います。そう考えますと、少なくとも一七世紀の古寛永通宝から文銭、新寛永通宝の流通に至るまでの宿場経済における銭貨流通の統制の仕方や金貨の動きなどをみると、やはり金貨というものをかなり切札的に使っている（国内の場合ですがこれはもちろん）いくという意識があったのではないかと。勿論、ご存知の通り、当時の国際的な金銀比価の問題で、金の輸入が有利であったという点とか、いろいろの点がここには考慮されなくてはならないと思いますが、少なくとも国内的な通貨という点で、ある時期徳川幕府は金貨というものを表にだし

て、そして銭をリンクさせた形で、一つの通貨安定を図っていくような考え方をどこかでもっていたのではないかと。銀というのは勿論、中世以来貿易の素材としてずっと使われていた訳ですから、そういうようなことが果たして考えられるのかどうかは検討に値するでしょう。とくに、元禄の改鑄が行なわれるまで、慶長判金というのが一〇〇年余り使われる訳でして、これだけ長く使われた金貨というのは日本で他にない訳ですから、そういうようなことも一つ考えてみてはどうかと思います。これは勿論専門外からの発言ですので見当違いであればお聞き流し頂きたいと思います。

それからもう一つ、中世から近世への銭の移り変わりというのをどういうところでみるのかという峰岸先生のご質問ですが、確かにおっしゃるとおりであろうと私は思います。要するに、商品の品定めをすると同時に銭の品定めもしなくてはならない。しかもその銭は、いろいろな顔をしていたというのが中世の状況です。ですから、しょうがないから一番良い銭である永楽通宝に、すべての基準をあわせてやろうとしたけれども、永楽通宝というのは全流通銭貨の五%ほどしかない。そんなものではとても基軸通貨化することは出来ないというので破

産しかかるといふ状況で、初期徳川政権は金貨を出してきてまず通貨の流通をコントロールをする。そうしてその次に古寛永通宝の大量発注をする。この古寛永通宝と、いふのはきわめて良質の銭です。これは私が発掘調査で実際の銭をみた上でいえることですが、良貨です。当時流通していたびた銭とは明らかに品位といえますか、銭の質が優れています。ですから、幕府が古寛永通宝と当時いまだ中世以来流通していたびた銭と呼ばれる北宋銭を中心にした渡来銭群とを等価にした、つまり、渡来銭と新鑄の古寛永通宝とを差別せず、両者とも一両四貫文としたことは、非常に大きな決断だと私は思います。つまり、放っておいたなら、恐らく中世以来のびた銭と古寛永通宝との間には明確な格差が生まれてもおかしくないくらい、新しい古寛永通宝は規格その他においてきちんとしています。それに対して中世以来のびた銭というのは、磨り減っており、文字も読めないものもある。銭容としては確かに銭形をしていますけれども、磨り減っている。それがかつて後北条などで用いられた精銭のなれの果てなのです。したがって、両者を等価にしたところに、幕府のかなり意図的な流通政策の考え方があったと思う訳です。事実、鹿児島藩では、古寛永通宝が鑄ら

れるということになると、大慌てで堺の商人などにまで手を回して、何とか新しい古寛永通宝を手に入れようと躍起になります。その背後は、当然の事として、中世以来の古いびた銭が間もなく流通停止になるだろうということを読んだ上での江戸家老の判断が働いていました。そういうことからわかるように、等価にするということとは当時ちょっと考えられないひとつの決断ではなかったかと私は思います。そこで反対に、今度は古寛永通宝の値が、寛永二〇年前後に大暴落をする事になったのではないかと考えられます。その辺をどう解決していくかという幕府のシナリオをみると、金貨を宿々に助成と言う名目で貸付け、街道筋で銭を吸収するというような動きに出てくる。この辺はかなり一貫した政策的な動きとして、私はとらえることができるのではないかと思えます。少なくとも古寛永通宝は中世のびた銭よりはるかに良質の均質化された銭として鑄造されていたことは間違いない。この辺にやはり近世の銭が安定する大きな要素が確かにあったと私は思っております。

〔付記〕本発表での演者の発言内容は、一九九〇年六月現在のものである。その後、資料の追加等を含めた改訂がいくつかあるが、それらの一部については、近刊の

『坪井清足古稀記念論文集』中に『渡来銭から古寛永通宝へ』と題して発表する予定である。

速水 大変、貴重なコメントを頂きましてありがとうございます。先ず柳田さんから、日本の世界秩序というようなことを言わないで、むしろ東アジアの中の国際分業という観点から、この時期の日本の鎖国を考えるべきではないかと、或は、スペインを例にとられて、スペインの勢力と日本の接触というようなことを過大視しないで、役割は多少はあったかもしれないけれども、むしろアジア内の問題として近世日本の成立を考えるべきではないかというご指摘であったかと思えます。

私は、実は五年ぐらい前に書きました、「フェリペⅡ世と豊臣秀吉」という論文を思い起こし、ペーパーを提出した訳でありますけれども、このような問題に関心を持ちました理由は三つあります。一つは、話が飛びますけれども、アンリ・ピレンヌというベルギーの歴史家があります。一九世紀末から二〇世紀にかけて、世界の生んだ最大の歴史家の一人といってもいいと思えますけれども、そのピレンヌの遺著に、日本語では『ヨーロッパ世界の誕生』、原題は、『マホメットとシャルルマーニュ』

という本があります。これは学生諸君に是非読んで頂きたい本でありますけれども、要するに、中世ヨーロッパが、ヨーロッパ社会として形成されるに当たって、イスラムの勢力が地中海、南ヨーロッパに侵入してきたことが決定的であった。そのことによって地中海貿易を断たれたヨーロッパが、やむを得ず農業中心の自給自足的な、つまり封建的なヨーロッパを初めて形成し得たのだ、簡単にいってしまえばそういう主張をしたわけですね。これは同時に、それまでの時代区分、ゲルマン民族のローマ帝国内への侵入、東ゲルマン、或は西ゲルマン諸民族による部族国家の成立をもって、古代から中世への時代区分と致しました説に対して、約四〇〇年ぐらい、古代と中世の時代の区切りを後へ引き下げたことになりました。今日ピレンヌテーゼはそのままでは通用しなくなっていますけれども、そういう考え方が一つあるとすれば、この東北アジアにおいて、同じようなことが一つ考えられないだろうか、と。非常に個人的になりますけれども、ピレンヌはこのアイデアを、ある論文に発表してからの遺著にするまで約二〇年間かけています。私もここらで論文を書いておいて、二〇年経てば丁度遺著になるんじゃないかということで、あえてこういう題を

選んだ訳であります。果して旨くいくかどうかは分かりません。

二番目はですね、これは私が本来行なっております、自分の研究の基本史料、これはキリシタン宗門改帳であります。つまり、宗門改帳が作成されるもの原因というのは、この日本に住む者は全員が仏教徒だという証明をお寺からに証明させた政策から始まります。その、宗門改帳を作成するのは、お寺ではなくて町や村の行政担当者でありましたけれども、一体全体、世界のどこにいう調査をやった国があるかと。実はイスラム世界のことは私は知りません。ですから三木先生にイスラムではやっていますと言われれば、私の考えを撤回しなければならぬのですけれども、恐らくこういう調査が行われたのは日本だけではないかと思えます。単なる人口調査であれば、これは世界のどこにもあるのですけれども、キリシタン宗門改めという、一人一人カウントしてその信仰をお寺の判をもらって、しかも毎年これを調べるといったようなことは、世界のどこにもない訳であって、やはりこれは如何に当時の徳川幕府が、キリスト教に対して虞れを抱いていたかというか、或はキリスト教の背後にあるヨーロッパ勢力と云ってしまうと、ここがかなり

微妙になりますけれども、危険視していたかという証拠になるのではないかというふうに考えております。

で、三番目は、実はこの時期は確かに日本はアジアの一員でありますし、そのことを忘れてはいけないし、日本的世界秩序といっても、その秩序は決して現在のよう、国と国との間の平等な関係ではなくて、例えば朝貢国というものを必要とするなど、前近代的なものです。事実、日本は琉球を朝貢国にしている訳ですね。ですから、平等な関係で結ばれている横の関係ではない。しかしこの日本がヨーロッパと接触し、オランダ一国にせよ、日本的な世界秩序の中に、いわばアジアとヨーロッパと両方おいたことということは、非常に大きな意味があるのではないかと思えます。つまりそれは何かということ、世界認識なのです。世界の中の日本というか、或は日本を相対化するということが、それを通じてできたのではないかということでもあります。もちろん鎖国令を出したとたんに日本人全員がそれを考えたという訳ではない、これは、多分一八世紀或は一九世紀位迄かかって、隅々まで浸透していったと思われまます。つまり、日本は世界の中で、こういう位置にあるのだと。あるいは日本以外の世界がどうなっているかと。ヨーロッパと接



触するまでは日本はせいぜい知っているのは、朝鮮、中国或は天竺まででありました。それから先は、知らなかった訳ですね。天竺はともかく、日本が中華世界の一員であるということは、中華世界という一つの仲間、共通根をかなりのところでもっていたことになります。それが中華世界の一員であることをやめてそうでない世界をつくることは、日本自身を相対化する上に非常に大きな役割を演じたのではないかというふうに考えています。それがしかも、最後の山本さんの質問にも関連してくるのですが、庶民の知識になっていくということがやはり、その後の日本の歴史の展開に大きな影響を与えただろうと、いうふうに考えております。

それから中村先生から近世日本の成立を、私は一七世紀前半とう曖昧な言葉で示したけれども、ずばり言って、いつかというご質問であります。これは、どう言いましょうか、私は自分の専門が経済史でありまして、この経済史の時代区分というのは何をもって分岐点にするかということは非常に難しいのです。一つ例をあげますと、農民が、経済的合理的に行動する様になった社会とを私は経済社会と呼んでいます。そして、日本において、この経済社会の成立は大体一七世紀から一八世紀位

までかかって日本全土に及んだと思っております。では農民の経済的合理的行動というものを何でとらえるかと言いますと、一つは小家族というものを生産の単位にするような農業が一般的になるということを目指にしていると思います。

それは宗門改帳等に、単位になっている家族を見ると、つまり一戸の世帯の中に何組もの夫婦がいるような世帯もあれば、それから一組の夫婦とその直系家族からなる世界もある、といったような状態が一七世紀にはあった。それが段々単婚と言いますか、一組、せいぜい親子二組の直系家族が殆んどを占めるような世帯構成に変化をしていく、その変化のスピードというものがある訳です。これは計測したのですけれども、つまり、ある地域をとってみると中心に城下町がある。その城下町を中心にして、同心円上にずうっとそういう変化が広がっていく訳ですね。一七世紀の初期にはまだまだ農民世帯にいろいろな形のものが混在していた。それが段々四人とか五人ぐらいの世帯に集中していく訳です。平均世帯規模がたとえ四・五になったということは、つまり農民が小家族経済、家族を労働力とする経済をいわば選択したといえますか、それが最も効率の高い農業として意識

されていたかしていないかは別として、農業生産に最適規模の選択の結果であるというふうに考えます。そうすると、平均世帯規模が四・五人になる変化は城下町を中心と致しまして、一年に約二〇〇メートルの速度で広がっていく訳ですね。一日に五〇センチです。つまり、経済合理性の拡大のスピードというものは、大体一年に二〇〇メートルであったということになります。そうしますと、経済社会の成立ということは経済史ではやはり一番重要な時代を劃する局面であると思えますけれども、それは、ある地域ではもう経済社会になってしまっている、ある地域ではまだなっていない、ということになる訳であります。日本全体をとれば多分その完成は一八世紀まで、ずっと下げなければならぬであろうと、それからその始まりを何時かといえ、恐らく中世末近畿地方ではそうであったと思います。その間に、ずっと広がる訳ですが、ただし、その場合に非常に大きくそれを押し進めたものがある。それは何かというと兵農分離、城下町建設と参観交代といったような制度なのです。これは皆徳川幕府の制度である。しかしそういった制度をとったとしても、制度ができたからといって一挙に変わる訳ではない。そこいらに経済史の時代区分の非常に難し

い点がある訳であります。

私は経済史上の時代区分というのは、あるいは歴史もそうかもしれないけれども、古代、中世、近世、近代というように並べてしまって、ただその間に何の強弱もなく並ぶのではなく、少くとも日本の経済史に関しては、近世と中世との間には大きな淵があると思っております。その淵からは現在まで続く、途中で明治維新があっても、産業革命があっても工業化があってもそれはもちろん、二次的な時代区分としては有効でしょうけれども、一番大きなものは、その日本の中世と近世を分けるその淵ではないかと、そういう意味で鈴木さんのおやりになった貨幣における中世から近世へという問題は非常に重要な問題を含んでいるのです。ところで日本中心の世界秩序の成立というと、第五次鎖国令になるでしょうけれども、色々な幕府の制度が整ってくる寛永時代か半という非常にあいまいな表現をとらざるをえなかった次第であります。そこで最後に山本さんから、中国でも同じような経済的な発展があったと。これは私も承知しております。明末清初の時期、あるいは最近の色々な研究によりまして、少なくとも一六世紀の時点では中国

の経済的な発展は、ヨーロッパを凌いでいたということ  
は、しばしば言われていることでもあります。しかし、私  
は最近、非常に面白い本を読みました。それは『萬曆三  
四(一五八七)年』という本でありまして、一五八七年と  
いうのは中国の歴史にとって何もない時代、何もない時  
に色んな人が何をやっていたかということを書いている。  
それを読んで、この著者も明らかに意識して言っている  
のですけれども、中国の歴史の最高の時代というものは  
むしろ隋・唐の時代で、そこからはむしろ下降線をたど  
った時代である。そこで、どういう意味でこの萬曆三四  
年が下降線をたどっていった時代であったかといえます  
と、要するに、その官僚制の悪い面が非常にはつきり出  
ている訳ですね。官僚はルーティーンを繰り返している  
にすぎない。あるいは自分が失敗しないようにするとい  
うことで、何も積極的なことをやろうとはしない、何か  
やろうとすると、必ず足を引っ張られて、首を切られた  
り、流されてしまったり、罷めさせられたり、要するに  
その時トップクラスにいた人はろくな最期を遂げていな  
い。というようなことを言っています。この点がやは  
り、非常に気に掛かる訳であります。

私がレジュメに書きましたことは、市場経済を通じて

の工業化ということ、一つの目標と置いて考えていま  
す。これは善悪とは全く別です。環境問題とか、脱工業  
化社会とかがでてくると果たして工業化が人類の歴史に  
とって善かどうかということは、大きな疑問になります  
けれども、そういうことを除いて目標として考えると、  
日本の場合には中国に比較して、まず何よりも効率、経済  
効率ですね、先程言いました家族の数を制限するとか、  
小家族でやるとかということが、他のあらゆる道徳に優先  
した。ですから中国の場合ですと、沢山子供を産んでそ  
の孫、子孫に囲まれることは至福である、最も幸せなこ  
とだと考えられていたのですけれども、日本では一子相  
続、一般的に言って相続は一人、長子か末子か、あるい  
は長男か、たまには複数相続もありますけれども、大体  
は単独相続であります。ですから、後の相続できなかつ  
た者は財産をもらえない。ある場合には極端な場合には  
間引きさえされてしまう。そういうことは、やはり経済効  
率が道徳よりも優先しているからわりと平気で行なわれ  
るということになる訳であります。

ですから、ことの善悪とか道徳をもってこられると、  
これは日本は大変不道徳な国ということになります、  
中国はそれに対して道徳的な国であることになります。

事実法律よりも道徳の方が優先したということは、『一五八七年』という本の中でも盛んに強調されています。日本の場合、法律とはいわないけれども、経済効率率が道徳より優先していた社会ではなかったかと思えます。

それから色々な複合的な理由がありますけれども、思いつくままに言えば、例えば自然を一つ取りましても、中国の広大な自然に対して日本は地形が非常に多様であるところから、地理的な比較優位ということが出てきます。ある所ではある物を専ら生産するのが良い、ある所では別な物を生産するのが良い。それを交換する、商業ですね。そういう経済的な発展というか、特化を通じてのこの発展・分業・交換ということがあったと思われれます。それからまた中国の場合、特にこの明末から清初にかけてですけれども、清国自身が、ご承知のように異民族王朝であった。中国は時々異民族が来て王朝を取ってしまうような場合、やはり国としての求心力とというのがその場合弱まるのではないかというふうに思えます。ですから国としてまとまるといふか、その力が日本に比べれば中国はどうしても弱くなってしまうだろう。そのことが近代に近づくにつれて一つの大きな課題になってくる。中国だけで歴史が完結している時代には

それはそれで良かったのですけれども、世界の歴史というか、世界全体の国際関係というものが成立してきますと、それは大きな問題になってくると思えます。

最終的にいえば、私は人間は、多元的な価値観の持ち主であって、政治的な価値とか経済的な価値とか色々な価値観がある、あるいは政界と俗界というように色々な分け方ができると思いますが、そういう価値観が分離をしていく。日本の場合、徳川時代のもっている一つの大きな特徴というのは、政治的な権力と経済的な富とは別々の人間によって握られたということだと思えます。つまり政治権力を持っているのは殆ど例外なく貧乏である。経済的な富を持っている者は政治的権力を持たない。このことがやはり私は、世俗的な色々な価値を分離させて、それぞれ分割している。それぞれが衝突しながら時代を推進していく、一つの力を生み出すことになったのではないかと考えています。ですから西洋から工業化ということが入ってきた時に、中国よりは適応力はあったのではないかと思えます。ただし先程言いましたように、工業化ということは果たして本当に人類史にとって善なのかという疑問は残りますけれども。十分かどうか分かりませんが、以上でご質問に対する私の答えを

終わります。

田代 どうもありがとうございました。発表とコメントを通じまして、実に多くの問題が出ましたが、すでに予定の時間を一時間も延長してしまいました。是非、いずれこのシポポジウムの第二ラウンドを設定して十分に討論する必要があるかとも存じます。コメントーターの先生方は、時間がたった一五分しかありませんでしたので、さぞかしフラストレーションがたまっただけではないかと思えます。次の機会には、攻守の立場を逆転して、報告者としてご発表頂ければと願っております。そうした機会が得られますことを願って、本日のシポポジウムを閉会とさせて頂きます。御静聴どうもありがとうございました。

発言者所属(発言順)

- |       |                |
|-------|----------------|
| 田代 和生 | 慶應義塾大学文学部教授    |
| 速水 融  | 国際日本文化研究センター教授 |
| 高瀬弘一郎 | 慶應義塾大学文学部教授    |
| 鈴木 公雄 | 慶應義塾大学文学部教授    |
| 柳田 利夫 | 慶應義塾大学文学部助教授   |
| 永積 洋子 | 東京大学文学部教授      |
| 神木 哲男 | 神戸大学経済学部教授     |
| 箭内 健次 | 元九州大学文学部教授     |
| 中村 質  | 九州大学文学部教授      |
| 加藤 栄一 | 東京大学史料編纂所教授    |
| 五野井隆史 | 東京大学史料編纂所助教授   |
| 岸野 久  | 桐朋学園大学短期大学部助教授 |
| 安国 良一 | 住友資料館主査        |
| 峰岸 純夫 | 東京都立大学人文学部教授   |
| 山本 英史 | 慶應義塾大学文学部助教授   |

(一九九一年四月より城西大学経済学部教授)